

計画作成年度	令和7年度
計画主体	横浜町

横浜町鳥獣被害防止計画

令和8年3月10日作成

<連絡先>

担当部署名 横浜町 産業振興課
所在地 青森県上北郡横浜町字寺下35
電話番号 0175-78-2111
FAX番号 0175-78-2118
メールアドレス sangyou@town.yokohama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ノウサギ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	横 浜 町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	—	—
カラス	野菜（スイカ、トマト等）	被害はあるが実態は把握できていない。
カルガモ	水稲	被害はあるが実態は把握できていない。
キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ	ホタテ	被害はあるが実態は把握できていない。
ノウサギ	スギ、松幼齢木の食害	被害はあるが実態は把握できていない。
ニホンジカ	—	—
カモシカ	—	—
ニホンザル	—	—
イノシシ	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—
計		被害金額 — 被害面積 —

※（ ）は自家消費用。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	毎年7～11月中旬に、本町地区で目撃状況が多く、農作物被害状況としては北地区・本町地区を中心に野菜（スイートコーンや馬鈴薯）、自家用の野菜などを中心に被害が発生しており、令和6年度は農作物被害がなかったが、令和7年度は横浜町全域で目撃・農作物被害情報が寄せられており、被害区域も拡大傾向にある。
カラス	加害しているカラスは、近郊の山林全体に分布している。 野菜（スイカ・メロン・ぶどう・いちご）等への農作物被害が増加している。また民家においても糞の生活安全上の被害が発生してきている。 ブロイラー処理工場では食肉残渣の臭いに誘われてカラスが多数飛来し、工場敷地内においてカラスの糞による衛生被害を受けている。
カルガモ	農作物被害は町内全域にみられ5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、水稻苗の活着に著しい影響を及ぼしている。
キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ	2月中旬から3月下旬に行われるホタテ養殖（稚貝の耳づり）の時期に、ホタテ貝の食害による水産業被害が発生している。
ノウサギ	毎年2月上旬～3月下旬に、北地区を中心にスギ、マツ等幼齢造林木の新芽の食害が確認されている。年々、目撃情報も捕獲情報も少なくなっていることから、引き続き農林業被害の状況を注視していく。
ニホンジカ	近隣市町村で目撃情報や轢死体が確認されている。令和7年度に横浜町において、目撃情報があったため、今後の農林業被害の発生が懸念される。
カモシカ	北地区を中心に野菜の食害が確認されており、今後の農林業被害の拡大が懸念されている。
ニホンザル	横浜町においてもわずかではあるが、目撃情報や被害情報があったため、今後、生活安全上の被害及び農作物被害の拡大が懸念される。
イノシシ	農作物被害の実態は確認できていないが、令和7年度に横浜町で目撃情報が複数あったため、今後、農林業被害の発生が懸念される。

アライグマ	農作物被害の実態は確認できていないが、横浜町で目撃情報があつたため、今後、農作物被害の発生が懸念される。
ハクビシン	農作物被害や農具への被害情報、目撃情報があることから、今後、農作物被害の拡大が懸念される。
タヌキ	年々被害は少なくなっているが、轢死体等の目撃情報が確認されていることから、今後も農作物被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額	面積	金額	面積
ツキノワグマ	－千円	－h a	－千円	－h a
カラス	－千円	－h a	－千円	－h a
カルガモ	－千円	－h a	－千円	－h a
キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	－千円	－h a	－千円	－h a
ノウサギ	－千円	－h a	－千円	－h a
ニホンジカ	－千円	－h a	－千円	－h a
カモシカ	－千円	－h a	－千円	－h a
ニホンザル	－千円	－h a	－千円	－h a
イノシシ	－千円	－h a	－千円	－h a
アライグマ	－千円	－h a	－千円	－h a
ハクビシン	－千円	－h a	－千円	－h a
タヌキ	－千円	－h a	－千円	－h a
計	－千円	－h a	－千円	－h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①ツキノワグマ （捕獲体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲を委託 <p>（捕獲機材の導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わな 5台 <p>（捕獲鳥獣の処理方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕殺、放獣 <p>（捕獲業務実施回数）</p> <p>令和5年度 1回（1頭） 令和6年度 0回（0頭） 令和7年度 6回（8頭）</p>	<p>①令和7年に入りツキノワグマによる被害が例年に比べ多数あったため、捕獲を中心に対策を強化し有害鳥獣捕獲活動を行ったが、目撃情報は10月まで多く寄せられた。今後、被害を軽減すること、人が多く集まる住宅街等に寄せ付けないことが課題である。また、捕獲に従事する狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、将来の担い手育成が急務となっている。</p>

	<p>②カラス・カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ (捕獲体制の整備) ・横浜町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲を委託</p> <p>(捕獲鳥獣の処理方法) ・捕殺</p> <p>(捕獲業務実施回数) カラス、カルガモ：実績無し キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ： 令和5年度 1回(11羽) 令和6年度 1回(11羽) 令和7年度 一回(一羽)</p> <p>③ノウサギ (捕獲体制の整備) ・横浜町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲を委託</p> <p>(捕獲鳥獣の処理方法) ・捕殺</p> <p>(捕獲業務実施回数) 令和5年度 1回(1羽) 令和6年度 1回(0羽) 令和7年度 1回(羽)</p>	<p>②カラスの牛舎・豚舎内への侵入防止のため、生産者によるテグスや防鳥ネットによる対策を啓発する必要がある。また、残渣処理の重要性について啓発する必要がある。</p> <p>③引き続き、農林業被害の状況を注視し、適切に対処する。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。</p>	<p>防護柵の設置は、被害区域が広範囲であることや設置及び維持管理に係るコストが課題となっている。防護範囲の適切な設定、維持管理の役割分担が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>大規模な農作物被害が報告されておらず、費用対効果が低いと予測されるため、生息環境管理に関する取組は実施していない。</p> <p>その他の取組に関しては、野生鳥獣への注意を促すポスター・チラシで被害防止の啓発活動を行っている。</p>	<p>緩衝帯の設置や適正な森林整備に係るコスト・労働力・知見の確保が課題となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

横浜町における令和6年度の野生鳥獣の目撃はあったが被害はなかった。しかし令和7年度ではクマの目撃情報・農作物被害の報告が大幅に増え、民家付近でクマが目撃されたケースもあり、出没範囲が拡大している。現時点で人的被害は無いものの、被害防止対策のために適宜捕獲活動や啓発活動をしていく必要がある。

また、町では、「横浜町鳥獣被害対策実施隊」を中心に捕獲活動を実施してきた。更なる防止策を講じるため、隊員の確保による出動体制の強化を図り、追い払いや捕獲活動を行う。銃器、わなを取り扱う技術の向上や、狩猟及び野生鳥獣に関する知識等の習得に努める。

また、鳥獣の種類や出没時期、被害状況等を把握し、農業者等に情報提供し、意識啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を踏まえた捕獲体制の整備を図り、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努める。農家自身で出来るハクビシンやアライグマの追い払いについて周知を図り、実施隊の負担が大きくなるように努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、青森県猟友会横浜支部の協力により、平成29年2月27日に「横浜町鳥獣被害対策実施隊」を設置した。実施隊は農作物被害を受けた農業者等からの要請により、農作物被害の状況確認及び巡回を行い、有害鳥獣の捕獲を行う。

また、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。

ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ノウサギ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ	横浜町鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、被害への対策を協議し、追い払いや広報、そして、捕獲活動を実施する。 また、ツキノワグマについては、既存の箱わなを活用することとし、カラス、ノウサギ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキについては銃器の他に捕獲用わなの活用を以前から検討していたため、捕獲用わなによる捕獲を行う。 なお、カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモについては、銃器（ライフル銃を除く。）による捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定と考え方

対象鳥獣の捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、農作物の被害が拡大しないように、被害発生時期に応じた計画的な捕獲を実施する。

① ツキノワグマ

令和6年度を目撃件数は2件、捕獲実績は、0頭であったのに対し、令和7年度では一般住民の目撃件数が27件、捕獲実績は8頭と増加傾向にあるため、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づきツキノワグマの捕獲を行っていく。

② カラス

令和5～7年度の捕獲実績はなかった。農作物等への被害を軽減するため、捕獲計画数を必要最小数とする。

③ カルガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ

令和5～7年度のカルガモの捕獲実績はなかった。今後も農作物被害の発生が予想されることから、生息数や地域、被害状況を考慮しながら積極的な捕獲を行い被害の拡大を防止する。捕獲計画数は必要最小数とする。

それに対して、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモの捕獲実績は年平均11羽であった。以降も引き続き、ホタテの食害が発生する時期に捕獲活動を積極的に行う。

④ ノウサギ

令和5～7年度の捕獲実績は年平均1羽であった。今後も農林業被害の発生が予想されることから、個体数減少のため捕獲計画数を必要最小数とする。

⑤ ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン

これまで捕獲実績はないが、指定管理鳥獣や外来生物であることから、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑥ ニホンザル

これまで捕獲実績はないが、目撃情報があった場合には、農作物等への被害が発生しないように、追い払いを中心に対策を行い、捕獲計画数を必要最小数とする。

⑦ タヌキ

これまで捕獲実績はないが、農作物等への被害を軽減するため、積極的に捕獲を行い、捕獲計画数は必要最小数とする。

(過去捕獲等実績)

対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	1頭	—	8頭
カラス	—	—	—
カルガモ	—	—	—
キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ	11羽	11羽	—
ノウサギ	1羽	—	—
ニホンジカ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
イノシシ	—	—	—
アライグマ	—	1匹	—
ハクビシン	—	—	—
カモシカ	—	—	—
タヌキ	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の基準による		
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施期間：通年（ただし、原則として狩猟期間及びその前後15日間を除く） 実施場所：第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、農作物被害のあった周辺及び被害が予測されるスイートコーン畑、田の近隣地において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：カラス、カルガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな（カラスのみ） 実施期間：5～11月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施期間：2～3月 実施場所：ホタテの食害があった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：ノウサギ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな 実施期間：2～3月 実施場所：樹林の食害等の被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ 捕獲手段：銃器、捕獲用わな 実施期間：通年 実施場所：農作物等被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>
<p>対象鳥獣：アライグマ、ハクビシン、タヌキ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな 実施期間：通年 実施場所：農作物等被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>農作物被害防止のためのツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要があるため。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし (権限委譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止策の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
なし	—	—	—

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
なし	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

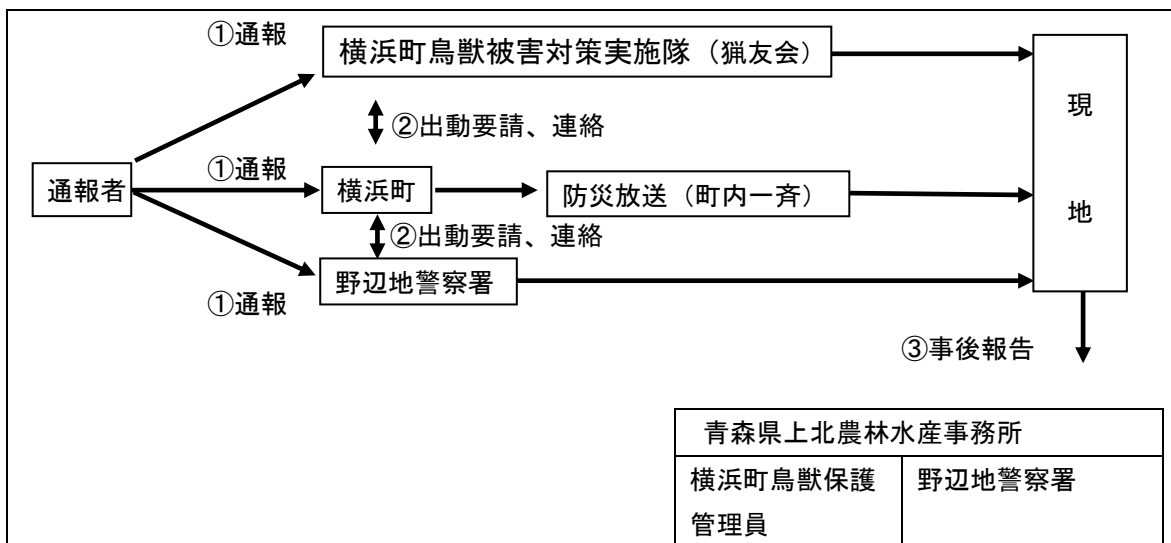
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	なし	—

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
横浜町 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供 ・横浜町鳥獣被害対策実施隊への有害鳥獣捕獲活動依頼及び有害鳥獣捕獲活動許可 ・野辺地警察署及び青森県上北農林水産事務所並びに横浜町鳥獣保護管理員へ許可した旨を通達 ・学校付近にて目撃された場合は横浜町教育委員会へ連絡
野辺地警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場出動、確認等 ・銃器等の取り扱い指導、助言等
横浜町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会横浜支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急捕獲の対応実施
青森県上北農林水産事務所 (農業普及振興室・林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の指導、助言等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、横浜町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、横浜町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である横浜町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した対象鳥獣は、食品等としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品等としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適正に処理をする。 また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施状況

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施状況

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	横浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
横浜町 産業振興課	・被害防止対策の実施 ・有害鳥獣捕獲業務の指導、助言
青森県上北農林水産事務所 (農業普及振興室・林業振興課)	・有害鳥獣捕獲の指導、助言
野辺地警察署	・銃器等の取り扱い指導、助言
十和田おいらせ農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集
横浜町漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
七戸畜産農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集
横浜町鳥獣保護管理員	・野生動物との共存に係る助言、指導
青森県猟友会横浜支部	・有害鳥獣捕獲業務の実施 ・農業者等による被害防止対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北町森林組合	対象鳥獣の目撃、林産物被害等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

横浜町鳥獣被害対策実施隊を平成29年2月27日設置。実施隊員は、青森県猟友会横浜町支部・横浜町産業振興課に所属する職員で組織されている。

別紙1 横浜町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。

また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

横浜町鳥獣被害対策実施隊 体制図

